

議第3号

高山市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例について

高山市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月27日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

今後の行政改革の取り組みを明確にするため改正しようとする。

高山市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例

高山市行政改革推進委員会設置条例（平成6年高山市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>社会経済情勢の変化に対応した来たるべき地方分権の時代に相応しい簡素で効率的な行政システムを確立するため</u>、高山市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>人口減少など社会経済情勢の変化に対応し、安定した市民サービスが提供できる持続可能なまちづくりに向け、効率的かつ効果的に行政を運営していくため</u>、高山市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。